

## 事業者向け

	質問	回答
1	衛生環境消耗品奨励金はいつから申請できますか。また、申請期間はいつまでですか。	11月1日から申請が可能です。 申請期間は令和3年11月1日から令和4年1月31日までとなります。
2	助成の対象となるのはいつからの購入分になりますか。	助成の対象となるのは、令和3年4月1日以降に購入された分となりますが、令和3年4月1日以降に加盟した場合は、加盟登録日以降に購入した分となります。
3	衛生環境消耗品奨励金で購入できるものはどのようなものですか。	アルコール消毒液、マスクやフェイスガード、使い捨て手袋、ビニールカーテン、ついで等衛生環境の向上に資するものです。
4	衛生環境消耗品奨励金で空気清浄機は購入できますか。	衛生環境向上に資するものとして可能とします。
5	衛生環境消耗品奨励金で掃除機は購入できますか。	新型コロナウイルス対策に資するものであれば対象となります。
6	購入時の送料や設置費、振込手数料等も対象経費に入りますか。	直接、衛生環境向上に資するものではないため送料、設置費、振込手数料等は対象にはなりません。
7	衛生環境消耗品奨励金を活用すれば、市から対策済安心ステッカーなどもらえませんか。また、市ホームページで公開はされないのですか。	いまのところステッカー等は発行する予定はありません。市ホームページでの公開予定もありません。
8	衛生環境消耗品奨励金を何回かに分けて申請することはできますか。	1店舗1回限り上限3万円までの申請となります。
9	納品書のみでの添付でも申請可能ですか。	納品書は支払った証明にはならない為、納品書のみでの申請はできません。

	質問	回答
10	消費税込みで申請ですか。	はい。消費税込みの申請となります。
11	同一対象経費で和歌山県が実施している補助金の助成を受けていますが、衛生環境関連消耗品整備奨励金の申請はできますか。	同一対象経費で和歌山県が実施している補助金の助成を受けている場合は、補助額を差し引いて計算し申請してください。
12	購入したものではなくて、レンタル料も対象となりますか。	レンタル料は対象にはなりません。